

2023年8月3日

企業会計基準委員会 御中

定期航空協会

企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」（以下「リース会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「リース会計基準適用指針案」といい、リース会計基準案と合わせて「本公開草案」という。）の提案について、基本的に同意いたします。

ただし、今後の適用にあたって明確化をご検討いただきたい点等について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

質問5（リースの定義及びリースの識別に関する質問）について

本会計基準案等におけるリースの定義及びリースの識別に関する提案に同意しますか。  
同意しない場合には、その理由をご記載ください。

## 【回答】

本公開草案の提案に同意いたします。ただし、以下の1.に記載した事項を適用指針に追加することをご検討いただきたく申し入れます。

1. 「契約書の文言のみならず、経済実態を考慮した上でリースを識別し、合理的な会計処理を行う。」

## (理由)

リースの識別の判断については、当該契約がサブリースか単独のリースかを問わず、当該契約で定める内容に基づいて判断することとされています（リース会計基準案第23項）。

一方で、ヘッドリースとサブリースの契約は、一般的に個別に交渉されますが、その契約条件は完全に個別に定められるものではなく、サブリースの契約条件は、ヘッドリースの条件に基づいて定められるものと認識しております。このような場合、サブリースの契

約内容のみからでは、経済実態を正確に捉えることはできず、リースの識別を正しく結論づけることは困難であると考えております。

航空業界においても、上記に該当、或いは類似する契約が多数存在しております。

航空機の賃貸借では、海外リース会社と国内のリース会社間のヘッドリース、国内リース会社と航空会社間のサブリース形態が存在し、ヘッドリースのサプライヤー所在地国の法規制の影響を受ける場合もあることから、サブリース契約のみからリースの識別を判断すると、経済実態を適切に表すことができない懸念があると考えております。

また、航空会社等が空港等で建物や施設をサプライヤーから賃借する例がありますが、単独のリース契約であっても、サプライヤーが他者から賃借した土地に建設した建物等を第三者へ賃貸する場合、その建物等のリース契約の条件が、土地の賃貸借契約の条件や関連法規に実質的に拘束される事例があるものと認識しております。この場合にも、建物等の賃貸借契約の内容のみからでは、経済実態を正確に捉えることはできないと考えております。

航空業界以外においても、サブリース契約条件とヘッドリース契約条件の関係性については、広く同様の状況であると想定されることから、サプライヤーと借主の契約だけでは経済実態を表す会計処理ができないと考えられる場合には、単独のリース契約の内容のみから判断せず、ヘッドリース契約や、関連するリース契約に係る関係法規の内容等を借主が知りうる範囲で考慮し、取引全体の経済実態を表す会計処理を行うべきであると考えております。リース会計基準案第 23 項の記載だけですと、契約書の文言のみで判断すべきである、との解釈も可能となり、経済実態を表さない会計処理となるリスクがあると思慮いたします。このようなリスクを回避するためにも、適用指針への文言追加を要望いたします。

なお、リース会計基準適用指針案 BC10 項において、「IFRS 第 16 号の詳細な定めを本適用指針に取り入れなくとも、各企業が判断に基づいて経済実態を表す会計処理を行うことができると考えられる」と説明がありますが、本件については、その影響額の大きさから勘案して、同一業種内における財務諸表の比較可能性が損なわれる可能性があることを危惧しております。

質問 23 (適用時期に関する質問) について

本会計基準案等における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【回答】

適用開始時期を、基準公表から3年程度経過した年の4月1日以降に開始する事業年度から適用するよう適用時期の後ろ倒しを申し入れます。

(理由)

リースに関する会計基準の適用時期は、リース会計基準案 第56項において、「公表から2年程度経過した年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から」との記載があります。

以下の理由から少なくとも1年適用開始時期をずらし、「公表から3年程度経過した」年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から」とすることを要望いたします。

1. 現行の賃貸借処理が認められなくなることから、大幅な業務フローの見直しが必要であり、相当の準備期間を要すると見込まれること。
2. 会計基準及び適用指針を実務に適用するにあたっては、システム対応が不可欠である。  
システム対応にあたっては、税務上のリースの取扱いにも考慮する必要があり、税制改正の動向を十分に見極めたうえでシステム構築を行わなければならない、基準公表から相当の準備期間を要すると見込まれること。

以上